

鳥取県告示第7号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年1月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
太田整形外科医院	鳥取市青葉町3-212	平成19年11月25日
都田内科医院	米子市紺屋町133	平成19年12月31日